

第二次世界大戦に於ける昭和天皇の心情

御 館 諒

はじめに

本論文の課題は、日本近代史において最重要課題の一つである第二次世界大戦についてとりあげ、特に昭和天皇がこの戦争に関してどのような心情を持っていたのか、検討することである。

筆者が歴史、とりわけ日本近代史に興味を持つようになったのは、小学生高学年の頃、授業で第二次世界大戦について習い、日本とアメリカが戦争したという事実をその時、初めて知り、大きな衝撃を受けたからである。アジアの一小国に過ぎないと思っていた日本が、今日でも大国として筆頭に挙げられるアメリカと数年に渡って戦ったという歴史的事実には強い興味を持ったのであるが、大学に入り、歴史学を学ぶ中で、さらにさまざまな歴史的事情があったことを知るに至った。

その中でも特に昭和天皇の心情という課題は重要であると思われた。戦争に消極的であったといわれ、少なくとも当初は三国同盟に反対だった昭和天皇が、天皇として戦争をしないというような権力行使も不可能ではなかったと思われる当時の状況で、なぜ無謀ともいえる戦争の道突き進み、日本における最大の失敗を防ぐことができなかったのか。こうした疑問をふまえ、本論文では「第二次世界大戦に於ける昭和天皇の心情」というテーマを設定し、考察することにした。

ここで、昭和天皇（一九〇一年四月二九日～一九八九年一月七日）について辞書的理解を確認してみれば、次の通りである。在位期間は一九二六年二月二五日から一九八九年一月七日。大正天皇の第一皇子であり、母は貞明皇后。名は裕仁、幼称は迪宮。一九一二年皇太子となり、二二年大正天皇の病状悪化により摂政に就任。二四年久邇宮邦彦王の長女良子と結婚し、二六年一月二日大正天皇の崩御により皇位を継承。張作霖爆殺事件で田中義一首相を叱責したことが内閣総辞職をもたらし、二・二六事件では反乱軍に激怒し鎮圧を命じた。戦争の拡大を憂慮し、対米戦争にも消極的だったが、これを防ぐことができず開戦に至る。四五年八月御前会議で戦争継続の主張を退け終戦を決断。四六年神格化を否定して人間宣言を行い、四七年に日本国憲法で国民統合の象徴とされた。^①

昭和天皇の研究については「戦争責任」の有無に関する問題に集中してしまいがちな印象がある。そもそも関係史料が限られていて、その実像はいまだ確立されていないとも言える。近年は新しい史料の紹介もあって研究状況も変化してきているが、筆者としては、昭和天皇の実像をめぐって第二次世界大戦をめぐる心情をより詳細に分析することで迫っていくことにこだわりたい。なぜならば、人間宣言をした昭和天皇だからこそ、人間としての昭和

天皇の心情を明らかにしていくことがもっとも重要な課題と考えるからである。

第一章 昭和天皇の人物像をめぐる先行研究の諸見解

まず、これまでの先行研究の成果で示されてきた昭和天皇の人物像をいくつか見ていきたい。本論文でとりあげる主な先行研究は、ねずまさし『天皇と昭和史』（三一書房、一九七四年）、井上清『昭和天皇の戦争責任』（明石書店、一九八九年）、古川隆久『昭和天皇―「理性の君主」の孤独―』（中公新書、二〇一一年）の三つである。

数多い昭和天皇の先行研究からこの三つを選んだ意図は次の通りである。ねずの研究は、昭和天皇の人物像についての記述は多いとはいえないが、昭和天皇の政治判断を通して、その思考を読み取ろうとしたものである。井上の研究は、戦争責任を中心に論じたものであるが、昭和天皇の人物像を一定程度確立したものであり、昭和天皇を考察する上で基本となる先行研究である。古川の研究は、政治的な意味における思想信条に関する研究を通して、昭和天皇の実像を可能な限り解明しようとしたものである。まず三つの研究内容をそれぞれ簡潔にまとめる。

第一節 ねずまさし『天皇と昭和史』

昭和天皇は、英米との戦争回避に努力したが、陸軍はドイツ・イタリアに接近するために、天皇の大権を犯す行為を繰り返していた。²⁾近衛内閣の組閣にあたり、天皇はドイツの戦果に幻惑され、日独軍事協定案を承認した。天

皇は敗戦を心配し、神に祈ったが、一言「ノー」といえば、同盟は成立せず、日米戦争を避ける大権を持っていた。⁽³⁾これが大崩壊の第一歩だった。対米戦争回避のため「日米諒解案」が成立した際には、三国同盟（の効果）を礼賛した。⁽⁴⁾

九月八日の御前会議で、昭和天皇は、先制攻撃論に不満があったならば、拒否できる絶対の立場にあったが、これを承認した。⁽⁵⁾天皇は冒険主義的な対米戦争を危険視したが、事態をここまで進めさせたのは彼自身でもある。天皇の態度をみると、平和主義者のように見えるが、実は強い戦争遂行の意思があった。⁽⁶⁾

さらに昭和天皇は、真珠湾奇襲に始まる緒戦の勝利には感激し、有利な講和を望んだが、ミッドウェー敗北、ガダルカナルで敗北して心配した。長期戦勝利論の東条を支持・信頼し、戦争中止を命じず、戦争は原爆投下まで続いた。⁽⁷⁾天皇はレイテでの敗北、東京大空襲という現実を前にしても、戦争終結を考えなかつた。⁽⁸⁾戦禍が国民に及ぶことよりも本土死守が大切であり、国民を引きずってでも戦争を続けようとした。⁽⁹⁾国民の災害より天皇制、皇室の存続が第一の関心であり、なおも戦局の好転を確信して軍部を信頼し、即時講和論の近衛に耳をかさなかつた。⁽¹⁰⁾原爆投下とソ連の参戦によって戦争継続はいよいよ不可能となり、ようやく降伏の決心がついた。⁽¹¹⁾

第二節 井上清『昭和天皇の戦争責任』

昭和天皇は一貫して、イギリス・フランスを敵とするドイツ・イタリアとの軍事同盟には反対であり、三国同盟が日本をイギリス・アメリカとの戦争に導くことも覚悟していた。⁽¹²⁾天皇はドイツを盲信してはいないと思われるが、

当時のドイツの迅速なる大興隆に賭けた。しかし、その一方でアメリカとの妥協の用意は全くなかった。日本とドイツの協力により、戦争を待たずして、アメリカを屈服させることに期待した⁽¹⁴⁾。対米和解を望んでもいたが、既定の政策を変えようとはしなかった。昭和天皇は、日米戦争に確実な勝利の見通しがないことに悩んでいただけであった⁽¹⁵⁾。

そして、次第に東条陸相や陸海軍統帥部の意見を信じるようになり、対アメリカ・イギリス・オランダ戦争に躊躇や疑問はなくなっていた⁽¹⁷⁾。彼は日米開戦の最後の決心をするに当たり、外交、軍事のあらゆることを研究し、さまざまな為政者の意見を聴取し、海軍の真意も確認した上で決定した。昭和天皇は何の苦悩もなく、アジア一億人民を苦悩のどん底に叩き込む侵略戦争を、彼自身の主体的判断で決定した。さらに大義名分を捨て、国際法をも踏みにじり、奇襲の成功を選んだ⁽¹⁸⁾。

一九四五年一二月八日、天皇は泰然自若であり、大戦争の最初を大勝利で収め、いっそう肝は据わり、動揺はなかった⁽¹⁹⁾。緒戦の勝利に彼は有頂天になっていた。ミッドウェー敗戦、ソロモン海戦とガダルカナル島攻防戦の失敗があっても、まだ太平洋の戦局が決定的に転換したとは悟れなかった⁽²⁰⁾。彼がようやく、太平洋の戦局が日本に決定的に不利になったことを認識した時は、すでにイタリアの脱落が既定路線となり、スターリングラードでドイツ軍が殲滅され、ソ連の総反撃が始まっていた。強気一点張りできた天皇も、この情勢に直面し、戦争指導を根本的に考え直さなければならなくなった⁽²¹⁾。

戦局が悪化し、天皇は、参謀総長などから、右手ではアメリカの皇室抹殺論なるもので脅され、左手ではまだ米

軍に大打撃を与える機会はあると騙され、なおも戦争続行の決意であったと思われる。⁽²⁵⁾ 沖繩守備軍が全滅すると天皇はいよいよ終戦を急ぐ必要を痛感し、広島に原爆が投下されると降伏を考えざるを得なかった。そこにソ連の参戦もあり、時局の收拾を急ぎ、⁽²⁶⁾ 終戦が決定した。

「聖断」という形式で降伏が確定したが、そのことは天皇が降伏のイニシアチヴをとったということでは全然ない。天皇は日本の支配層の中で最も後まで主戦派であった。戦局が絶望的となり、このままでは「国体」つまり天皇自身の地位・権力の「護持」ができなくなることが、天皇にも明白になった時、初めて天皇は降伏やむなしと覚悟した。⁽²⁴⁾

第三節 古川隆久『昭和天皇―「理性の君主」の孤独―』

昭和天皇は、防共協定の軍事同盟化は長期的に日本に不利であると考えており、参戦義務の有無に対しては統治権の総覧者としての自覚のもとに拒否権を発動し、日独交渉を停滞させた。⁽²⁵⁾ 天皇は陸軍・陸相に不満、不信感を持っていた。蔣政権との和平交渉に期待するもうまくいかず、その頃のドイツ軍の侵攻による戦果に幻惑されてしまっ⁽²⁶⁾ た。協調外交路線の松田道一すらドイツの覇権を認めたことに天皇は氣力を失った。⁽²⁷⁾ あれほど嫌っていたドイツとの軍事同盟にも表立って反対せず、三国同盟は締結され、神にすがるしかないほどの無力感と暗い予感にとらわれていた。

一九四〇年九月、天皇は戦争の危機が迫ったことを感じ、戦争回避に最後の努力を尽くした。対米戦争は国力無

謀だとしてますます戦争回避をつのらせた。天皇は首相経験者の意見のみならず、皇族の私的意見まで検討対象とした上で、日本国家が多額の国費と人的犠牲を投じて積み重ねてきた誤りを成功に転化させるためには、開戦しかない⁽²⁸⁾と判断した。

早期終戦を願うと共に緒戦の快速進撃につかの間の喜びを味わったが、ミッドウェー海戦で精鋭の機動部隊を失う大敗をしたことに衝撃を受け⁽²⁹⁾、次第に劣勢に向かう戦況にいらだちを見せるようになる。しかし、戦争を始めた以上は、勝利に全力をあげるべきと考えていた⁽³⁰⁾。ところが、戦況の悪化（ガダルカナル撤退、アッツ島守備隊全滅）がさらに進むと、軍部へのいらだちをぶちまけ、神頼みも目立つようになり、戦場の兵士や一般国民にも思いをはせていた⁽³¹⁾。天皇は、一回でも局地的戦闘に勝利することで条件付和平に持ち込みたい、という一撃講和論につながる考え方をとった。武装解除の拒否は対ソ警戒感のためと考えられ、責任者処罰の拒否については、最終責任は自分にあると考えていたためと判断できる。つまり、自分は処罰されても仕方がないと考えていた⁽³²⁾。

一九四五年一月、米軍のフィリピン上陸が近いと知った天皇は重臣に意見を聞いたが、なお一撃講和論を主張し、条件付講和の意向⁽³³⁾だった。それがドイツの首都ベルリンが陥落した日、条件緩和の上、早期講和論へ転換した⁽³⁴⁾。天皇が原爆投下の事実を知り、和平を急ぐ必要を再確認した⁽³⁵⁾。講和に先立ち行われた御前会議で天皇は国体論的な国家体制から決別することを決意しており、自分へのテロ・内乱を冒してでも即時終戦する決断をした。こうした決断は、天皇がもともと抱いていた政治思想（大衆的な立憲主義）によるものである⁽³⁶⁾。会議では意見が分かれたため、天皇に「聖断」が促され、事実上の無条件受諾が決定した⁽³⁷⁾。

第四節 論点・課題の抽出

ねずと井上は、それぞれ研究目的の違いはあるものの、戦争を統帥する天皇という視点で昭和天皇を研究しており、双方とも天皇の戦争責任の追及を重点的にしている。古川は、研究状況の変化によって昭和天皇の生涯全体について冷静に考えることができるようになったとし、昭和天皇の思想と政治の関与という新たな視点で研究を進めている。

ねずは、昭和天皇が軍国主義日本の代表となり大戦争を統帥する状態に至った原因は「天皇制という統治制度の中の主権者」という地位にあったからだとし、その点を明らかにすることを研究目的とした。そのため天皇を天皇制国家の大元帥、元首、主権者として考察することが主眼であった。⁽³⁸⁾ このような視点から、人事にまで干渉できる天皇は天皇制が絶対君主制であることを明示していると理論付け、重大な政治判断の大権はすべて天皇にあるから、戦争におけるさまざまな判断も昭和天皇が決断・裁可したとして、戦争責任の追求にも及んだ。

井上は、日本が歴史的にアジアおよび世界の人々と和解・関係改善をし、将来の日本が再び侵略戦争を行わないためには明確な自己批判が必要であるとし、過去の大日本帝国の戦争責任・戦争犯罪に目を向けるならば、昭和天皇の責任追求もせざるをえない、という考えであった。そうした考えに基づいて「昭和天皇の戦争責任の追及」⁽⁴¹⁾に取り組んだのであり、主な分析としては、唯一最高の日本国統治権者、さらに日本軍隊唯一の統治権者である天皇は戦争責任を負わざるをえず、昭和天皇の政治的態度や姿勢、政治的思想など随所に責任があると論じた。さらに昭和天皇は自存自衛の戦争であると国民を騙して国民を戦争に向かわせる原動力となり、自身の地位・権力の護持

が最優先であったと評価した。⁽⁴³⁾

古川は、「昭和天皇の実像を知りたいという欲求にこたえる」として、昭和天皇が政治的にどのような思想信条を持っていたかを探究している。政治的な思想信条が実際の天皇としての振る舞いや政治判断にいかなる影響を与えたかについて考察し、昭和天皇を考える際に最も重要な二つの側面として、彼の思想形成過程と政治の関わりを挙げ、その二点を重点的に論じる。昭和天皇は、対米戦争を非常に危険視したが、周囲の人物の意見に影響され、次第に考えを変えていき、最終的に敗戦という状態に至るといふ。しかし、昭和天皇はもともと大衆的な立憲君主制という政治思想を抱いていたとし、天皇は一方的な被害者ではないとしつつ、最大の原因は天皇絶対化の国体論（という政治思想）にあったとした。⁽⁴⁴⁾

ねずと井上の研究は、天皇の地位や戦争責任の追求を通して昭和天皇の人物像をある程度示している。しかし、戦争責任の考察が基軸となっているため、その点を中心とする結果論的な評価にならざるをえない。よって、天皇の心情を深く読み取るまでには至っておらず、その時々々の昭和天皇の思いや苦悩などを丹念に読み取ったうえで人物評価は十分にはできていない。

そこで、本論文では、第二次世界大戦における要点をさしあたり次の三点にしぼって挙げ、その要点に関する昭和天皇の心情を第二章で詳しく考察、分析することにした。

一つ目は「三国同盟に対する昭和天皇の視点」についてである。ねずは、昭和天皇は敗戦を心配して神に祈ったが、対米戦争回避の大権を持っていたと評価した。井上は、昭和天皇は日独の協力によって戦争を待たずしてアメ

リカを屈服させることに期待していたと評価した。古川は、昭和天皇は防共協定の軍事同盟化に際しては参戦義務の有無に対して拒否権を発動し、日独交渉を停滞させた。協調外交路線派の松田道一すらドイツの覇権を認めたことに氣力を失い、表立って反対しなくなった。神にすがるしかないほど無力感と暗い予感にとらわれたと評価している。

二つ目は「国民に対する昭和天皇の視点」についてである。ねずは、昭和天皇は何よりも皇室の存続が第一であり、(敗戦の事実を前にしても) 国民を引きずって戦争を続けようとしたと評価した。井上は、昭和天皇が聖断を下す際に「要は我が国民全体の信念と覚悟の問題であると思うから、この際先方の申し入れを受諾してよろしいと考える。どうか皆もそう考えてもらいたい」と、『鈴木貫太郎伝』に記述された天皇の発言だけ記載したのみであった。古川は、昭和天皇は(戦況悪化に伴い) 戦場の兵士や一般国民にも思いをさせており、国民負担や犠牲に多少とも配慮してきたと評価している。

三つ目は「戦争責任に対する昭和天皇の視点」についてである。この論点について、ねずは前述の通り戦争責任の追及が課題にあり、外面的に天皇を捉えているため、天皇視点で研究されておらず、明確な見解が示されていないものの、昭和天皇は戦犯裁判自体に反対の立場であったとした。井上は、昭和天皇が「今度の戦争についても、どうかして戦争を避けようとして、私はおよそ考えられることは考え尽した。打てる手はことごとく打ってみた。しかし私の力の及ぶ限りのあらゆる努力もついに効を見ず、戦争に突入してしまった」と語ったことを挙げ、昭和天皇は自ら無責任を称したと指摘した。古川は、昭和天皇は、最終責任は自分にあると考えていたと判断でき、処

罰されても仕方ないと考えていたと評価した。

以上の三つの論点をめぐって、三者の見解はそれぞれである。いずれが正しいのか、あるいはもっと的確な理解はないのか、第二章では関係する史料を読み込んで、考察・検討することにした。

第二章 昭和天皇の言動・心情を史料から読み解く

本章では、第二次世界大戦に於ける昭和天皇の心情について、その言動を史料から探り、考察・分析する。以下、前章最後に示した三つの論点を順にとりあげる。

第一節 三国同盟に対する昭和天皇の視点

真珠湾攻撃に始まるアジア・太平洋戦争は大国アメリカを相手取った無謀な戦争であり、日本の国策において最大の失敗といえるが、そもそもこの結末を招いた原点は三国同盟締結にあると考える。なぜなら結果的にみればこの同盟締結がアメリカとの決裂への道筋を決定づけたからである。したがって、昭和天皇が日独伊三国同盟についてどのような考えであったのか考察することは重要な課題である。

一九三九年九月、ドイツ軍の侵攻によって第二次世界大戦が勃発した。昭和天皇はそのドイツ軍の戦果に幻惑、あるいはドイツを盲信せずともドイツの迅速なる大興隆に国運を賭けたのであり、日独交渉は進展して結果として

同盟案は天皇にも裁可され、締結された。そして日独伊三国同盟に関する条約は一九四〇年九月二七日に調印されることとなる。

一九三九年五月九日、昭和天皇は宇佐美侍従武官長に次のように語ったという。

参謀総長が参内したいといふ話であるが、その目的は防共強化のことだと思ふ。もし万一、参戦といふことを申出るやうなことがあれば、それには明確に反対するから、その旨を事前に伝えておく^④。

これを伝えるのは、当時の（最後の）元老西園寺公望の秘書であつた原田熊雄が、西園寺の国政上の重要事件に関する言動を口述記録し、後にまとめた史料『西園寺公と政局』である。

この頃、日独伊防共協定の軍事同盟化を目指していた陸軍とそれに反対する海軍などとの間に防共強化問題が起つており、天皇もそういった状況を理解していたからこのように語つた。天皇は防共協定の強化（軍事同盟化）によって日独伊と米英仏との間の溝がさらに深まり、日本が戦争に巻き込まれることを恐れ、万一の参戦には「明確に反対する」と強い意志を示した。

一九四〇年九月二四日、ドイツ・イタリアとの同盟締結を目の前にした昭和天皇は次のように心中を語つたという。

宮内大臣に取調べさせたるに、日英同盟の時は宮中では何も取行はれなかつた様だが、今度の場合は日英同盟の様に只慶ぶと云ふのではなく、万一情勢の推移によっては重大な危局に直面するのであるから親しく賢所に参拝して報告すると共に、神様の御加護を祈りたいと思ふがどうだろうとの御尋なり。⁵⁰

「今度の場合」つまり三国同盟は過去の日英同盟とは異なり、「只慶ぶ」ことはできず、「神様の御加護」を祈ることを望むほど不安な心境であつた。これを伝える『木戸幸一日記』は、昭和前期の華族政治家で、太平洋戦争期には昭和天皇の側近であつた木戸幸一の日記であるから、かなり身近に聞いた内容であらう。

この二つの史料に見られる天皇の考えを考えると不思議に感じる点がある。それは一九三九年五月に防共強化に関連して、参戦には「明確に反対」であるとして三国同盟が戦争への道と理解していたのに、その同盟案を裁可し、一九四〇年九月の三国同盟締結の際は「万一情勢の推移によっては重大な危局に直面する」と同盟締結が非常に危険であると察して不安な心境をあらわにしているからである。天皇が三国同盟締結に批判的であり、非常に悲観したにも関わらず、それを裁可したのはいくつかの要因が考えられるが、その一つとして戦後の回想で「立憲君主国に於ける君主の常道」と題して、

立憲君主国に於て、国務と統帥との各最上位者が完全なる意見の一致をもって上奏し来りたる事柄は、かりに君主自身内心に於ては不賛成の事柄なりとも、君主はこれに裁可を与うるを憲政の常道なりと確信す。もし君

主に於て自己の意に満つるときは裁可し、満たざるときは拒否するに於ては、これ名に於ては立憲君主なりといえども、実に於ては専制君主といふべきなり。

朕をしてこの確信を得せしめたるは一つの苦き経験なり。それは即位後間もなく起こりたる彼の満州に於ける張作霖爆死事件なり。⁽⁵⁾

と語った内容が参考になる。君主自身が内心で不賛成の事項でも君主がこれに裁可を与えるのが憲政の常道であると述べる。そして、このような君主観は張作霖爆死事件の経験が影響して形成されたものだと昭和天皇自身が振り返っているのである。これを伝えるのは昭和天皇の侍従次長であった木下道雄が記録していた『側近日誌』という史料である。すなわち側近が記録した昭和天皇の肉声と言えるものである。この考え方が根底にあったからこそ三国同盟に反対していたにも関わらず、それを裁可したものと考えられる。

一九四一年四月二一日、近衛首相は、天皇に対して日米双方による会談の一部始終を中心にさまざまに言上した。その際、昭和天皇は、

米国大統領があれ迄突込みたる話を為したるは寧ろ意外とも云ふべき〔だ〕が、こう云ふ風になって来たのも考へ様によれば我国が独伊と同盟を結んだからとも云へる、総ては忍耐だね、我慢だね⁽⁶⁾

と語り、日米交渉が順調に進んでいることを知って、これまで三国同盟に一貫して悲観的だった態度を少し改め、三国同盟に一定の理解と満足感を表した。

同年一〇月一三日、天皇は日米問題を中心にさまざまなことを次のように語った。

一、(前略) 万一開戦となるが如き場合には、今度は宣戦の詔勅を発することとなるべし。(中略) 連盟脱退の際にも特に文武恪循と世界平和と云ふことに就いて述べたのであるが、国民は此点を等閑視して居る様に思はれる。又、日独伊三国同盟の際の詔書に就ても平和の爲めと云ふことが忘れられ、如何にも英米に対抗するか
の如く国民が考へて居るの誠に面白くないと思ふ。(中略)

一、対米英戦を決意する場合には、尚一層欧州の情勢殊に英独、独ソの和平説等を中心とする見透し及び独の
単独和平を封じ日米戦に協力せしむることにつき外交交渉の必要あり。⁽⁵⁵⁾

万が一開戦となる場合に詔書を発するとの想定のみで天皇は、国際連盟脱退の際には「世界平和」、三国同盟の際にも「平和の爲め」といったが、国民はその点についてないがしろにし、米英に対抗しようとしていることに不満を示した。天皇は天皇なりに節目の政治的事象についてはあくまで平和という点を前提として認め、当時の国際情勢においても米英と対立することを嫌った。

しかし、もし対英米戦を決意するのであれば主要同盟国であるドイツの和平に関する動向を注視し、ドイツの単

独和平を封じて日米戦協力へと誘導するような外交交渉の必要性を要望した。

これらのことを踏まえて分析すると、昭和天皇は、平時では平和を願って大国との争いごとを嫌うが、仮に戦争を行うのであれば外交交渉を始めとして軍事戦術を尽くし、成功を収めるよう努力すべきとの考えである。あくまで政治的戦略を重要視し、国際情勢と自国の関係を考えるのは、昭和天皇が常に重大な局面の際に「朕は大元帥として統帥府を統べてゐる」⁽³⁴⁾ というように最高統帥権を有する大元帥・統治権の総攬者の立場としての自覚を有していたからといえる。したがって三国同盟に対しても昭和天皇はそのような視点で捉えていた。

第二節 国民に対する昭和天皇の視点

一八八九年の『大日本帝国憲法』発布や翌年の『教育勅語』発布などにより、近代日本は天皇と国民との距離が政治的、宗教的などさまざまな面で非常に近くなった。対米戦争が迫った一九四一年四月からは四大節に「礼法要項」をとるようになり、⁽³⁵⁾ 国民には一層天皇を崇敬することが求められた。近代、そして第二次世界大戦期、国民は「臣民」として天皇を篤く敬うという時代的特性があり、そのことについてはこれまで国民から見た天皇という視点でさまざまに議論されてきたと思うが、ここでは昭和天皇は国民をどのように見ていたか考察する。

対米戦争開戦が迫る一九四一年一〇月一三日、天皇はもし開戦となる場合には宣戦の詔勅を発布することとして、

連盟脱退の際にも特に文武恪循と世界平和と云ふことに就いて述べたのであるが、国民は此点を等閑視して居

る様に思はれる。又、日独伊三国同盟の際の詔書に就ても平和の爲めと云ふことが忘れられ、如何にも英米に對抗するかの如く国民が考へて居るの誠に面白くないと思ふ。⁽⁵⁶⁾

と語り、天皇は天皇なりに世界の平和のためとの考えのもと、重要な政治的事象（国際連盟脱退、日独伊三国同盟）を認めてきた。しかし国民は平和をないがしろに考え、積極的に外国（英米）と対抗しようとするので不満な心境であることを漏らしている。

その一方で昭和天皇は、『聖談拝聴録原稿（回想）』の序文で、

第一次世界大戦後の講和会議に於て、我が国代表によりて主張せられたる人種平等に関する日本国民の叫びは容るる所とならず、（中略）しかも国土狭小にして人口の過剰と物資の不足とに悩む日本国民をして憤慨せしむるに充分なるものであった。⁽⁵⁷⁾

と語り、日本国民が英米に對抗したことへの理解を示している。さらに、以前、昭和天皇が日英の親善に努力した直後に日英同盟を破棄されたことや軍備縮小に関して列国の対日圧迫が段々と強まること、青島の返還を強いられたことなどを挙げ、

この国際的悪条件に対処すべき我が国の政治力は政党腐敗の結果、漸く衰弱の相を呈し、もはや政党者の手に政治を委せていては国家の前途危うしという感が国民大衆の間に弘く浸潤しつつあった。かかる国家の危機に際しては、国民の心気は自ら鳴動するものである。⁽⁵⁸⁾

と語ったという。この言葉は天皇が、当時の厳しい国際情勢、衰退する国内政治状況を鑑み、国民の心が大きく揺れ動き、結果として国民が戦争に向かったことに同情と理解を示したものである。

また、その回想のなかで戦争の原因と戦争防止の不可能な理由を述べた後、その結論の概括を述べ、「国民性に付いて思うことは付和雷同の多いこと(59)」であるとして、国民性が戦争防止を困難にした原因の一つであると認識していた。将来この欠点を克服するには「国民の教養を高め、又宗教心を培って確固不動の信念を養う必要がある」と語った。⁽⁶⁰⁾

このように天皇は第二次世界大戦の経験によって国民の心理状態や政治的行動の動向を把握し、あくまで昭和天皇の主観的考えではあるが、国民の欠点を見つけていた。そして「新日本の一里塚となる」⁽⁶¹⁾ことを目的として国民の欠点を側近に語り、改善策を提案していた。

一九四六年一月一九日、アメリカの『Life』誌の質問に関する昭和天皇の返答がおおよそ完成し、その中の「日米戦争の最大の原因は何なりと考えらるるや」という質問に「両国民が互いに信じ合わざりしことに存ずる」⁽⁶²⁾と語った。このような日米戦争の最大の原因が日米両国の国民にあるという見解は、アメリカの雑誌による質問というこ

とが影響しているのではないか。つまりこの質問に対する答えはアメリカに対する昭和天皇のメッセージという意味合いを持つからである。したがって昭和天皇はアメリカ国民にも日本に対する理解を求め、双方の信用による関係構築を要望するという、アメリカを意識した答えを作成したと考えられる。いずれにしても、この見解についても、前述で用いてきた史料に見られる天皇の国民に対する認識と同様に、日本国民にも戦争の原因の一端があり、他国の国民に対する理解を求めているのである。

第三節 戦争責任に対する昭和天皇の視点

昭和天皇の戦争責任の有無については多くの議論がなされてきたが、ここでは昭和天皇自身が戦争責任に対してどのような認識であったか考察する。

一九四五年八月一〇日に開かれた御前会議でポツダム宣言受諾の可否について会議が行われた。その際、ポツダム宣言受諾派と戦争継続派の意見が対立したことから鈴木首相が昭和天皇に最終判断を促して「聖断により外務大臣案たる皇室、天皇統治大権の確認のみを条件とし、ポツダム宣言受諾」⁽⁶⁾が決定し、昭和天皇がその理由の要旨を、

本土決戦本土決戦と云ふけれど、一番大事な九十九里浜の防備も出来て居らず、又決戦師団の武装すら不十分にて、之が充実は九月中旬以降となると云ふ。飛行機の増産も思ふ様には行つて居らない。いつも計画と実行とは伴はない。之でどうして戦争に勝つことが出来るか。勿論、忠勇なる軍隊の武装解除や戦争責任者の処罰

等、其等の者は忠誠を尽した人々で、それを思ふに実に忍び難いものがある。而し今日は忍び難きを忍ばねばならぬ時と思ふ。明治天皇の三国干渉の際の御心持を偲び奉り、自分は涙をのんで原案に賛成する⁽⁶⁾。

と述べたという。この記述の前半部分から、昭和天皇は現状の軍備・軍事状況を鑑み、本土決戦派・戦争継続派の主張に対して非常に批判的な考えであり、このまま戦争を継続しても勝てる見込みはないと判断したから聖断を下したということがわかる。

「勿論」という言葉の前後で意味内容に隔たりがあるように感じられるがこの「勿論」には次のような思いが表れているのではないか。軍備・軍事の進捗状況が計画通りではないという批判的意見をポツダム宣言受諾の理由として先に述べたが、その批判対象に「忠勇なる軍隊」や「戦争責任者」にされる恐れのある者など、戦争に加担した「忠誠を尽くした人々」は含まれていないという考えである。ここで単に「軍隊や戦争に加担した者」と表現せず、「軍隊の武装解除や戦争責任者の処罰等、其等の者」という表現になっているのは、会議で議題になったポツダム宣言の条文に「軍隊の武装解除、戦争犯罪人の処罰」という文言があり、そのことに関連づけてのことと言えるのではないだろうか。

したがって昭和天皇が述べた「忠勇なる軍隊の武装解除や戦争責任者の処罰等、其等の者は忠誠を尽した人々で、それを思ふに実に忍び難いものがある」という箇所は、昭和天皇が軍隊や戦争に加担した人に敗戦の責任があるのではなく、それらの人は天皇や国に対して忠実であったから、戦争責任者として処罰されるのは耐えが

たい思いであることを示しているのではないか。そのように理解すれば逆に敗戦の責任は国家の指導者のみならず天皇自身にもあるとの認識であったと受け取ることができる。少なくとも昭和天皇は自身のみが戦争責任を免れることができるとは思ってはいないと理解できる。

ここで留意すべきなのは天皇の「戦争責任」に関する認識である。戦争の終結後、戦勝国が戦争責任、および戦争犯罪をとがめられることがほとんどないように、天皇にとって戦争責任とは、結果敗戦によって戦勝国側から敗戦国に対して負うことが強いられるものと理解している。したがって「戦争責任」を負うことへとつながる敗戦という戦争結果が最重要であるため「敗戦の責任」が「戦争責任」と同等の意味合いを持つと認識している。

日本は一九四五年八月一日にポツダム宣言を受諾したが、その後の同年八月二九、昭和天皇は戦争責任者の処罰に関して次のように語った。

戦争責任者を連合国に引渡すは真に苦痛にして忍び難きところなるが、自分が一人引受けて退位でもして納める訳には行かないだらうかとの思召あり。聖慮の宏大なる誠に有難極みなるも、連合国の現在の心構より察するに、中々其の位のことには承知致さざるべく、且つ又外国の考へ方は我国とは必しも同じからず、従って御退位を仰出さるゝと云ふが如きことは（中略）充分慎重に相手方の出方も見て御考究被遊るゝ要あるべしと奉答す。⁽⁶⁶⁾

昭和天皇は、日本が連合国によって占領されるにあたり、戦争責任者が連合国側に引き渡されるのは非常に苦痛で耐えがたいとの思いであり、天皇自身が一身に戦争責任を引き受けて退位することにより、戦争責任問題を収めるようなことはできないか、と木戸内大臣に提案している。それに対して木戸は天皇自身から「退位」という言葉が発せられたので天皇に対し、右のように言葉を尽くして答え、充分慎重に考究した上で判断するよう促している。提案としてはあるものの、昭和天皇が自ら「退位」による戦争責任者問題の解決を考えていたことがわかる。

この天皇の発言は天皇自身が戦争責任に対してどれほど深刻に考えていたのかわからないどころか、問題解決を急ぐあまり発せられたように受け取ることもできるのであるが、ただ退位を考えていたことは、昭和天皇が戦争責任を追求される身であることを自覚し、戦争責任を負うことになっても構わないと多少なりとも考えていたと理解することはできる。

日本が降伏文書に調印（一九四五年九月二日）し、連合国軍による日本占領が本格化する同年九月一二日に次のようなことがあった。

一時半、首相宮御参内、戦争犯罪人の処罰を我国に於て実行することを連合国に申入るゝことに閣議に於て決定したる由にて、其旨奏上せられたるに、御上は敵側の所謂戦争犯罪人、殊に所謂責任者は何れも嘗ては只管忠誠を尽したる人々なるに、之を天皇の名に於て所断するは不忍どころなる故、再考の余地はなきやとの御尋ねあり。

この「敵側の所謂戦争犯罪人、殊に所謂責任者」という箇所から、「戦争犯罪人」、戦争の「責任者」という言葉にはそれぞれ丁寧に「所謂」と付け、それらのひとはあくまで「敵側の」認識であるだけで、天皇自身はそのような認識ではないことを示している。

戦争犯罪人の処罰を自国で実行するという施策について昭和天皇は「天皇の名に於て所断するは不忍ところなる」と語り、反対意見を述べた。もしその施策が実現すれば、天皇自らの責任は不問となりながら「只管忠誠を尽したる人々」⁽⁴⁹⁾を処罰することになるからである。この天皇の反対意見は戦争犯罪者の処断を連合国側に委ねることを意味する。そうならば天皇自身にも責任追及の目が向けられることになるが、昭和天皇はそうなくても構わないと考えていたのではないか。

第四節 小結

本章では以上、三節にわたって三つの論点を考察し、それぞれ解説と解釈を述べてきた。本節ではそれら論点の考察をまとめ、第二次世界大戦においての昭和天皇の心情をまとめた見解として導き出す。

「三国同盟に対する昭和天皇の視点」の考察から次のことを述べることができ、天皇は安易な戦争参加を嫌うが、政府、軍部が自らの考えとは違う外交方針を決定しようとしても、独自の君主観を有していたために納得せずとも、平和のためとして認めた。しかし、ひとまず開戦と決まれば外交を始めに戦術を尽くし、成功を収めるために最善の努力をつくすべきとの考えであった。このように外交に関して戦略的であるのは天皇自身が大元帥・統治

権の総攬者という意識を明確に有していたからである。

「国民に対する昭和天皇の視点」の考察から次のことを述べることができる。天皇は対米戦争の開戦前から国民の平和をないがしろにして積極的に外国と対抗しようとする態度に不満があった。しかし戦後の回想で当時の列国の対日姿勢、また国際情勢、国内政治状況を鑑み、国民が戦争へと向かったことに同情と理解を示した。国民性として「付和雷同」「(政治的に)落ち着きのない」ことを欠点として認識しており、その改善策を考えていた。また日本国民が他国(の国民)を理解し、信頼関係を築くことを求めた。

「戦争責任に対する昭和天皇の視点」の考察から次のことを述べることができる。天皇は自らが戦争責任を追求される身であることを自覚し、そうなくても仕方ないと認識していた。自らにも戦争責任がある、あるいは少なくとも自身のみが責任を免れることができるとは思っていなかった。側近に「退位」を口にし、責任を負うことになっても構わないと考えていた。天皇のいう戦争責任とは敗戦の責任と同等の意味である。

以上のようなそれぞれの論点の考察を基軸として、第二次世界大戦に於ける昭和天皇の心情を次にまとめて述べる。

昭和天皇は、基本的に戦争を嫌うため三国同盟に不賛成だったが、独自の君主論により、極めて悲観的でありながらも同盟案を裁可した。しかし、ひとたび戦争(の開始)を決定すれば、大元帥として戦略をもって外交・軍事戦術を尽くし、成功を収めるべきという考えであり、その考えのもとアメリカとの戦争を開始し、戦争を続けた。

また、昭和天皇は、戦況悪化に伴って戦争継続か否かの判断が迫られ、戦争継続を想定しても軍事的に勝ち目の

ない状況であることを悟り、敗戦を決意した。昭和天皇は、国民が天皇・国家のため忠誠を尽くして努力したにも関わらず、敗戦によって戦争責任を負うことは耐えがたいとの思いから、敗戦に導いた責任は自らにもあると考え、自身が戦争責任を追及される身であると自覚し、責任を負うこととなっても構わないとの認識であった。

おわりに

第一章で先行研究をまとめて論点を挙げたが、それぞれの先行研究の見解には違いがあり、また第二章の考察による見解とも違いがある。したがって、本研究によって導き出された見解（結果）から先行研究の見解を批判、あるいは発展的部分を論じる。

「三国同盟に対する昭和天皇の視点」についてねずは、昭和天皇は敗戦を心配して神に祈ったが対米戦争回避の大権を持っていたと批判的に評価した。しかし昭和天皇は次のような君主論をもっていた。国務と統帥の各最上位の者が完全に意見を一致させ、上奏してきた事柄は、例えば君主が不賛成であっても裁可すべきという考え方である。これは、うわべは立憲君主でも実質的に専制君主になってはならないという、昭和天皇が過去の苦い経験から得た信念に基づくものである。したがってこの点のねずの評価は、天皇の君主としての姿勢を理解しておらず、批判が結果論的で現実性を伴わないものである。

この論点について古川は、天皇は防共協定強化内容に反発して日独交渉を妨害し、協調外交派の松田道一までも

ドイツの覇権を是認したことに氣力を失い、表立って反対しなくなり、無力感と暗い予感にとらわれたと評価した。第二章の考察により、その評価とは同じ立場であるが、戦争に対する昭和天皇の考え方として異なる側面を見つることができた。それは次の通りである。天皇は、平時（基本的に）は戦争を嫌うため、戦争へとつながる三国同盟には不賛成で極めて悲観したが、ひとたび戦争開始を決定すれば大元帥として戦略をもって外交・軍事戦術を尽くし、成功を収めるべきという考えであった。その考えのもとアメリカとの戦争開始を裁可し、戦争を続けたのである。

「戦争責任に対する昭和天皇の視点」について古川は、昭和天皇は最終責任は自分であり、処罰されても仕方ないと考えていたと評価した。第二章の考察により、その評価の最終責任（戦争責任）について天皇の認識は次のようなものとして評価を補うことができる。昭和天皇にとって戦争責任とは、敗戦という結果によって戦勝国側から敗戦国に対して、負うことが強いられるものである。したがって、「戦争責任」を負うことへとつながる敗戦という「戦争結果」が最重要であると認識していた。昭和天皇は「戦争責任」と同様の意味として理解していたのである。

昭和天皇はひとりの人間としてその時々々の政治、国際情勢に対してさまざまに考え、自身の意見も持ち合わせていたが、自らが立憲君主国の君主として言動を慎むべき場面では慎んだ。基本的に外国との対立を嫌うが、もし戦争を決意すれば国運の賭けた戦いとして戦術を尽くして勝利のために努力すべきとの考えを持っていた。その考えのもと対米戦争の開戦（第二次世界大戦の参戦）を裁可し、戦争を続けた。しかし、結果として国民を敗戦に導く

ことになり、自戒の念を抱いたことから、戦争責任は自身にもあり、責任を負うことになっても構わないとの認識であった。自らが責任を負って戦争責任問題の解決を考える一方、戦争による敗北という重大な失敗を後の歴史で繰り返してはならないと考え、国民にも責任の一端があると言及し、政治的に欠点となる国民性を挙げ、その改善策を提案した。

これまでの昭和天皇研究は「戦争責任」の追及に集中していたため、第三者の立場で外面的な評価を下していた。しかし、本研究では「心情」について研究し、その時々々の昭和天皇の行動原理の理解に努め、内実を考慮した評価をし、実像に迫ることができたと考える。昭和天皇は君主であったがために混乱する時代の流れのなかで苦悩した人物である。昭和天皇の実像を明らかにすることは、より冷静な視点で近代史、昭和史を考えていくことにつながるのである。

〔註〕

- (1) 日本史広辞典編集委員会編『日本史広辞典』（山川出版社、一九九七年）一一〇八ページ。
- (2) ねずまさし『天皇と昭和史』（三一書房、一九七四年）一二八ページ。以下「ねず本」と表記。
- (3) ねず本一四五ページ。
- (4) ねず本一四九〜一五〇ページ。
- (5) ねず本一五六ページ。
- (6) ねず本一五七ページ。
- (7) ねず本一七五ページ。

- (8) ねず本二〇二ページ。
- (9) ねず本一九七〜一九八ページ。
- (10) ねず本二二一ページ。
- (11) ねず本二三四〜二二五ページ。
- (12) 井上清『昭和天皇の戦争責任』（明石書店、一九八九年）一〇八ページ。以下「井上本」と表記。
- (13) 井上本一一六ページ。
- (14) 井上本一一八ページ。
- (15) 井上本一三二ページ。
- (16) 井上本一四五ページ。
- (17) 井上本一四七ページ。
- (18) 井上本一五二〜一五三ページ。
- (19) 井上本一五七〜一五八ページ。
- (20) 井上本一六八ページ。
- (21) 井上本一七二〜一七三ページ。
- (22) 井上本二〇二ページ。
- (23) 井上本二〇九〜二一〇ページ。
- (24) 井上本二一六ページ。
- (25) 古川隆久『昭和天皇―「理性の君主」の孤独―』（中公新書、二〇一一年）二四二ページ。以下「古川本」と表記。
- (26) 古川本二五六ページ。
- (27) 古川本二五八ページ。
- (28) 古川本二七九ページ。
- (29) 古川本二八二〜二八三ページ。

- (30) 古川本二八四～二八五ページ。
- (31) 古川本二八六ページ。
- (32) 古川本二九〇～二九一ページ。
- (33) 古川本二九一～二九二ページ。
- (34) 古川本二九四ページ。
- (35) 古川本二九八ページ。
- (36) 古川本三〇二ページ。
- (37) 古川本三〇五ページ。
- (38) ねず本四一ページ。
- (39) ねず本四一〇ページ。
- (40) ねず本一三九ページ。
- (41) 井上本「まえがき」。
- (42) 井上本「はしがき」。
- (43) 井上本二一六ページ。
- (44) 古川本「はじめに」。
- (45) 古川本「はじめに」。
- (46) 古川本三一二ページ。
- (47) 井上本二二五～二二六ページ。
- (48) 古川本二九一ページ。
- (49) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第七卷（岩波書店、一九五二年）三九五～三六〇ページ。
- (50) 木戸日記研究会（代表者岡義武）編『木戸幸一日記』下卷（東京大学出版会、一九六六年）八二五ページ。
- (51) 木下道雄『側近日誌』（文芸春秋、一九九〇年）二二三ページ。

- (52) 『木戸幸一日記』下巻、八七〇ページ
- (53) 『木戸幸一日記』下巻、九一四ページ。
- (54) 『西園寺公と政局』第七巻、三六〇ページ。
- (55) 木下道雄『側近日誌』三三七ページ。
- (56) 『木戸幸一日記』下巻、九一四ページ。
- (57) 木下道雄『側近日誌』二二一ページ。
- (58) 木下道雄『側近日誌』二二一ページ。
- (59) 木下道雄『側近日誌』二二四ページ。
- (60) 木下道雄『側近日誌』二二四ページ。
- (61) 木下道雄『側近日誌』二二五ページ。
- (62) 木下道雄『側近日誌』一九〇～二二一ページ。
- (63) 『木戸幸一日記』下巻、二二三ページ。
- (64) 『木戸幸一日記』下巻、二二三～二二四ページ。
- (65) 『木戸幸一日記』下巻、二二四ページ。
- (66) 『木戸幸一日記』下巻、二二三〇～二二三二ページ。
- (67) 『木戸幸一日記』下巻、二三四ページ。
- (68) 『木戸幸一日記』下巻、二三四ページ。
- (69) 『木戸幸一日記』下巻、二三四ページ。